

授業科目名	民法Ⅶ（家族法）	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	三隅 珠代	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

民法典第4編「親族」および第5編「相続」が講義の内容である。婚姻、離婚、親子、扶養および相続といった家族に関する制度や法的諸問題を取り扱う。

家族法（親族法・相続法）は、比較的身近な内容であるといえる。そこで、自己の生活経験や一般常識によって家族法上の問題を解決できると考える人も少なくない。しかしながら、民法は、長い間の人間の経験の積み重ね、歴史の所産であり、現行制度の歴史的な位置づけを学習した上で、家族にかかわる諸問題を体系的に理解する必要がある。民法全体として、財産法との関連性もふまえながら、家族にかかわる問題解決の方法を理解することが重要である。

到達目標

- (1) 婚姻制度、離婚制度について説明できる。
- (2) 親子関係の確定・形成、否定の制度について説明できる。
- (3) 親権、後見、保佐、補助、親族扶養の各制度について説明できる。
- (4) 法定相続に関する諸制度について説明できる。
- (5) 遺言制度および遺留分制度について説明できる。

成績評価基準および方法

到達目標で提示した内容を基準に、定期試験（70％）を重視し、小テスト（15％）や質疑応答（15％）を加味するという方法で成績の評価をする。

テキストおよび参考文献

教科書：窪田充見著『家族法－民法を学ぶ－〔第4版〕』（有斐閣、2019年）

4,730円 ISBN：9784641138186

参考書：水野紀子他編『民法判例百選Ⅲ』有斐閣（2018年）ISBN：9784641115392

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

民法第1編「総則」の内容を理解していることが望ましい。

受講前に、関連する判例を整理しておくこと。

受講後に、自分の見解を確立すること。

講義レジュメを事前に配布し予習の範囲と程度を明示するので、それに従って各自で必要な時間をかけて準備して講義に臨むこと。講義の際に配布するレジュメに復習用の項目を明示するので、それに従って各自で必要な時間をかけて講義で修得した知識の定着を図ること。

予習・復習の配分は受講生の裁量で、全体として講義時間の2～3倍程度を基準に適切に調整すること。

授業計画および内容等

第1回	親族法の基礎的概念・親族関係	家族法の基礎的概念、親族法の特質、親族関係
第2回	婚姻・内縁	婚約、婚姻の成立要件と婚姻の効力、事実婚である内縁保護の態様
第3回	離婚	離婚の手續と離婚の効力
第4回	実子	親子関係を確定または否定するための制度

第5回	養子	養子制度の意義、普通養子、特別養子
第6回	親権	親権の内容、親権の制限と喪失
第7回	後見・保佐・補助・扶養	未成年後見、成年後見、保佐、補助、任意後見契約制度、親族扶養の体系、扶養義務の発生、扶養の程度、立替扶養料求償
第8回	相続制度・相続人	相続法の基礎的概念、相続人とその順位、相続権の喪失、代襲相続、相続人不存在の制度
第9回	相続分	相続分の意義、遺言による相続分指定の方法、特別受益や寄与分がある場合の法定相続分の算定、相続分の譲渡と取戻し
第10回	相続の承認放棄・財産分離	単純承認、限定承認、相続の放棄という3つの相続の仕方、財産分離の制度
第11回	相続財産	相続財産、相続開始から遺産分割までの相続財産の共同所有形態、遺産管理
第12回	遺産分割	遺産分割の方法、遺産分割の効力
第13回	遺言	遺言の意義、遺言の方法、遺言の撤回および取消し
第14回	遺贈・遺言執行	遺贈の効力、遺言の執行方法
第15回	遺留分	遺留分制度の意義、遺留分侵害額請求権
関連 URL		
備考欄		
教科書と講義シラバスとの対応関係は、講義に際して配布するレジュメで予習および復習の要点を提示し、受講生の学習成果の確保を図る。		